自動車臨時運行許可(仮ナンバー交付)後の注意事項

申請者は、許可を受けたときは次の事項を守り、有効期間終了日から<u>5日以内</u>に臨時運行許可番号標(仮ナンバー)と臨時運行許可証をご返却ください。

- (1) 臨時運行許可を受けた自動車以外に、当該許可番号標を使用しないでください。
- (2) 許可を受けた目的・使用期間以外で自動車を運行しないでください。
- (3) 運行経路以外の場所に許可対象の自動車がある場合には、警察の取締りの対象となります。
- (4) 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書を携帯してください。
- (5) 臨時運行許可証は、自動車の運行中、ダッシュボードの上など前面の見やすい位置に表示してください。
- (6) 臨時運行許可番号標は、臨時運行の許可を受けた自動車の前面及び後面の見やすい位置に ボルトや針金などで脱落しないように確実に取り付け、表示してください。(ただし、二 輪車、三輪車、被けん引自動車及び国土交通大臣の指定する大型自動車にあっては、前面 の番号標を省略できるので、後面1面のみでよい。)
- (7) 運行中、自動車を離れる際は、臨時運行許可番号標(仮ナンバー)等の盗難のおそれのないよう注意してください。
- (8) 許可期間は最高5日間が限度です。陸運支局等へ行く日程を決めてからお越しください。
- (9) 自賠責保険の保険期間は、保険期間最終日の正午までとなるため、保険期間最終日当日の 貸出はできません。再度、自賠責保険加入手続き後に申請をお願いします。
- (10) 許可番号標を紛失した場合は、直ちに警察に遺失物届をし、昭島市市民課市民係までご 連絡ください。
- (11) 仮ナンバーと臨時運行許可証を返却される場合は、<u>必ず昭島市市民課市民係の窓口に開</u> 庁時間内にお越しください。

返却されない場合

仮ナンバーの返納期間を経過し、督促等を行っても返却されない場合は、許可番号を抹消し<u>管轄の警察署に通</u>知します。

罰則

道路運送車両法により、以下の罰則がありますので、ご注意ください。

- (1) 詐欺そのほか不正な手段により許可を受けた場合は、1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金に処せられます。(道路運送車両法第107条)
- (2) 許可証と仮ナンバーは、有効期限の満了した日の翌日から5日以内に返納すること。違反したものは、6 か月以下の懲役か又は30万円以下の罰金に処せられることがあります。(道路運送車両法第35条第6項。同法第108条)

担当

昭島市市民部市民課市民係

電話:042-544-4120